

病床機能再編支援事業について

- 医療機能の分化・連携を推進するため、自主的な病床機能再編や医療機関の統合等の取組に対する補助を行う制度
- 補助に当たって、医療機関の病床機能再編の計画が、地域医療構想の実現に向けて必要な取組であることを確認するため、審議を行う。

1 交付対象

区分	対象
①単独支援給付金 (1機関の病床削減)	<u>療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所</u> (以下「医療機関」)が、 <u>病床機能再編を実施する場合</u>
②統合支援給付金 (複数機関の統合)	複数の医療機関が、病床機能再編を実施し統合する場合
③債務整理支援給付金 (利子補給)	②の医療機関の統合において、統合によって廃止となる病院の債務返済のため新たに融資を受ける場合

2 単独支援給付金の支給要件

次の要件を全て満たすこと。

No.	要件
①	医療機関が作成した「 <u>単独病床機能再編計画</u> 」について、 <u>地域医療構想調整会議の議論の内容</u> 及び <u>山口県医療審議会の意見</u> を踏まえ、 <u>知事が地域医療構想の実現</u> に向けて必要な取組であると認めたものであること。 ※地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は支給対象外
②	病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分(高度急性期、急性期、慢性期)の許可病床数の合計が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

3 単独支援給付金の算定方法

減少する病床数^{※1}に1,140千円～2,280千円の単価^{※2}を乗じた額

※1：以下の病床数は減少する病床数に含まない。

- ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・過去に支給対象となった病床数
- ・同一開設者の医療機関へ融通した病床数

※2：単価は病床稼働率等に応じて変動する。